効率的な行財政運営の推進

施策の目的

行政改革を着実に推進し、財政の健全化と効率的な行政運営をすすめます。

施策の対象

▶ 行 政

| 成果指標 (施策の目的達成度を示す指標) | 基準値 (平成14年度) | 現状値 (平成19年度) | 後期目標値 (平成25年度) |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 各施策目標達成度割合(%) | _ | 51.9 | 100.0 |
| 市の行政運営に満足している市民割合(%) | 44.8 | 53.0 | A |
| 実質公債費比率(%) | _ | 14.6 | 14.0 |

前期基本計画取り組み結果

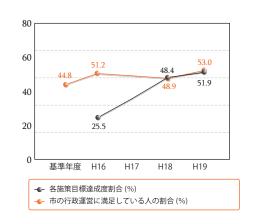
行政評価システムを活用した総合計画の進捗管理を行った結果、各施策目標の達成割合は順調に推移しましたが、なお達成率は低い状況であります。

一方、集中改革プランによる職員定数の適正化では、5年間で4.6%の削減を目標としましたが、3年間で前倒し達成いたしました。

また、公の施設の指定管理者制度の導入は対象施設の約9割で導入されるなど順調に進みました。

以上の結果、厳しい地方財政の現状ではありますが、施策 全体では概ね順調に進んだと考えており、「市の行政運営に 満足している市民割合」は微増という状況となったところ であります。

••• 施策成果指標の推移 •••



後期基本計画の課題と方向性

今後の行政運営にあたっては、限られた財源や人材の有効活用を基本に、今後とも行政のさらなる自己改革に努めていくとともに、行政改革推進委員会など外部の視点からの改革を意識し、行政が担うべき役割の重点化を図るなど、行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう継続的な行政改革に取り組んでいく必要があります。

具体的には、財政健全化に関する法律により新たな地方財政状況をあらわす指標として追加された、実質赤字比率、実質公債費比率等の推移に留意します。また、簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、行政評価システムを活用した選択と集中の考え方に基づく事務事業の見直しや組織の適正化、活性化などに取り組むとともに、施設管理業務等への民間活力の積極的な導入を推進します。

人材は重要な経営資源との考えに立ち、自己決定・自己責任による職員の経営管理能力や政策形成能力の向上を目指し、人事と研修の連携による人材育成を図ります。

政策07)計画実現に向けて

施策を実現する手段(基本事業の構成)

行政改革の推進と健全な財政の確保

07-01-01

行政改革の着実な推進による行政経費の削減と、市税の収納率向上など自主財源 の確保により、受益と負担のバランスを図り、財政の健全化を進めます。

| ●行政 | |
|-----|--|
| ●行政 | |

対 象

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|-----------------------|----------|------------|
| 行革推進計画達成率(%) | 80.4 | 85.0 |
| 市税収納率(現年課税分) (%) | 98.1 | 98.5 |
| 自主財源比率※1 (%) | 51.9 | 52.0 |

行政サービスの向上

07-01-02

市民に効率的で利便性の高いサービスを提供し、また効率的な施設の運営をします。

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|-----------------------|----------|------------|
| 行政サービス満足度(%) | 67.7 | 7 |
| 施設サービス満足度(%) | 70.4 | 7 |

対象

政策形成能力の向上と組織体制の確立

07-01-03

地域の自主、自立を目指し、職員の政策形成能力などを向上させるとともに、簡素で効率的な組織体制と、職員の能力を生かせる人事制度を確立します。

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|---|----------|------------|
| 江別市が地方分権時代にあった政策形成を 行っていると思う職員の割合(%) | 46.0 | 7 |
| 職員の能力が十分発揮され実績が評価されて いると思う職員割合(%) | 44.3 | 7 |

対 象 ●行政 ●職員

計画行政の推進

07-01-04

行政評価を取り入れることで施策・基本事業・事務事業をPDSサイクルで円滑に管理します。

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|-----------------------|-----------|-------------|
| 基本事業成果目標達成率(%) | 61.9 | 100.0 |
| 行政評価による改善事業件数(件、累計) | 前期4年間 117 | 後期5年間 100以上 |

対 象 ●行政 ●職員

5

情報セキュリティの確保とネットワーク基盤の安定稼働

07-01-05

情報セキュリティを確立し、市が保有する情報の漏えいを防ぐとともに、庁内ネットワーク基盤の安定稼働を図ります。

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|------------------------|----------|------------|
| 基幹系業務システムでの情報漏えい事件数(件) | 0 | 0 |
| ネットワークシステムのダウン件数(件) | 0 | 0 |

対 象 ●行政 ●職員

日語解説:

※1 **自主財源比率・・・・・** 地方公共団体の自主財源(地方税・使用料・手数料など)の歳入総額に占める割合。自主財源比率が高いほうが、行政活動の自主性と安定性が高まる。

施策 07-**02**

地方分権・広域行政**の推進

施策の目的

地域資源をいかし、自己決定と自己責任による「自主・自立のまちづくり」 を進めるとともに、広域的生活圏にかかる行政課題については、近隣市町 村との連携による広域的な取り組みを推進します。

施策の対象

市民

行 政

市内大学

経済団体

| 成果指標 | 基準値 | 現状値 | 後期目標値 |
|--|----------|----------|----------|
| (施策の目的達成度を示す指標) | (平成14年度) | (平成19年度) | (平成25年度) |
| 地方分権時代にあった自主・自立のまちづくりが できていると思う市民の割合(%) | 21.6 | 25.5 | 7 |

前期基本計画取り組み結果

自己決定・自己責任によるまちづくりと、近隣市町村との連携による広域的取り組みを推進してきましたが、法定協議会を設置して検討してきました新篠津村との合併協議は取りやめとなりました。

一方、近隣市町村との連携事業については、札幌広域圏組合 事業や厚別区と北広島市と3市交流事業を推進してきました。 その結果、「地方分権時代にあった自主自立のまちづくり が出来ていると思う市民割合」は、微増という結果となって います。



後期基本計画の課題と方向性

国の地方分権推進会議や道州制※2、北海道の支庁制度改革など、地方分権の進捗を見据え、「地方分権・広域行政の推進」の施策展開の方向性を意識し、市民ニーズに基づいた事務事業の円滑な権限移譲を進めるため、基本事業として、「権限移譲体制の確立」を新たに設定し施策の方向性を明確にしました。

また、市民の生活圏が広域化するとともに、単一の自治体のみでは解決できない課題も生じてきており、近隣市町村との広域連携について調査、研究を行い課題の解決をめざします。

さらに、全市的な課題である大学連携については、産業界も含め、市内4大学と仮称「江別市地域大学連携包括協定」を締結することにより、全市的な連携プロジェクトの推進を図っていくこととします。

政策07)計画実現に向けて

施策を実現する手段(基本事業の構成)

権限移譲体制の確立

07-02-01

国や道との適切な役割分担と連携のための体制を確立し、身近な地方政府として 自主性・自立性を高めます。

対 象

 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標)
 現状値(H19)
 後期目標値(H25)

 権限移譲事業数(件、累計)
 前期4年間16
 後期5年間50

●行政

広域連携の推進

07-02-02

対 象

広域的な生活圏を視野に入れ、効率的・効果的な行政運営を行うとともに、近隣市町村との広域連携について調査、研究を行います。

●市民

 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標)
 現状値(H19)
 後期目標値(H25)

 広域行政により生まれた 市民サービス事業数(件、累計)
 前期4年間 2
 後期5年間 3

●行政 ●近隣市町村

地域資源の活用

07-02-03

地域資源である地元大学との連携により、特色あるまちづくりを行います。

対 象

 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標)
 現状値(H19)
 後期目標値(H25)

 行政と大学との連携事業プロジェクト取組数(本)
 20
 25

●市内大学 ●経済団体

用語解説

- ※1 広域行政・・・・ 2 つ以上の地方公共団体が区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。
- **※2 道州制・・・・・・** 現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」と「州」という広域的な行政単位とすること。

開かれた行政づくり

施策の目的

行政の透明性と公平性を高めるため、情報公開と情報提供を推進し、市民や事業者からの信頼を得る行政を目指します。

施策の対象

市民

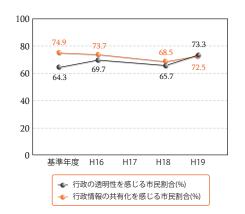
行 政

| 成果指標 (施策の目的達成度を示す指標) | 基準値 (平成14年度) | 現状値 (平成19年度) | 後期目標値 (平成25年度) |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 行政情報の共有化を感じる市民割合(%) | 64.3 | 73.3 | 7 |
| 行政の透明性を感じる市民割合(%) | 74.9 | 72.5 | 7 |

前期基本計画取り組み結果

ホームページの充実など情報公開と情報提供を推進し、透明性の高い行政を目指してきましたが、施策の成果として「行政情報の共有化を感じる市民割合」については、年次によりばらつきはあるものの、増加傾向にあり、一方「行政の透明性を感じる市民割合」については、基準年次より減少傾向が見られます。これは市民生活に直接影響のある問題等の発生の有無がアンケートに影響を及ぼしたものと考えられます。

●●●● 施策成果指標の推移 ●●●●



後期基本計画の課題と方向性

近年のインターネット、パソコン等の普及により、市ホームページのアクセス件数は年々増加しており、ホームページによる広報誌・市民便利帳等の閲覧やメールによる市民の声が増加しています。また、携帯電話によるモバイル※1 通信の一層の普及も予想されます。

そのため、こういった社会の変化に対応したホームページの作成などの検討が必要になります。また、一方では高齢社会の到来により、従来の印刷媒体としての広報誌への要望も高いことから、今後は文字の拡大やカラー化など見易さへの検討も必要です。

後期基本計画においては、前期計画の施策・基本事業の体系を変更せず、行政の透明性と公平性を高めるため、情報公開 ※2 と情報提供を推進するといった施策の目的は継続するなかで、時代にあった情報伝達の方法を常に考えていきます。

政策07)計画実現に向けて

施策を実現する手段(基本事業の構成)

広聴の充実

節の充実

広聴体制や広聴制度を整備し、市民や事業者の意見を的確に把握するとともに、市政への反映を図ります。

| (| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|---|-------------------------------|----------|------------|
| | 広聴機会について満足している市民割合(%) | 64.7 | 7 |
| | 市民の声が市政に反映されていると 思う市民割合(%) | 56.9 | A |

対 象 ●市民 ●行政

07-03-01

2

広報の充実

効果的な広報活動を行い、市民や事業者との情報の共有を図るとともに、すべての職員が日常業務においても広報活動を心がけます。

| 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|--------------------------|----------|------------|
| 市政に関する情報・広報の市民満足度(%) | 81.9 | 7 |
| 市民への行政広報をしていると思う職員の割合(%) | 68.2 | 7 |

対 象
市民一行政一職員

07-03-03

07-03-02

3

情報公開の推進

個人情報の保護を図るとともに、情報公開と情報提供を推進します。

| 1 | 成果指標(基本事業の目的達成度を示す指標) | 現状値(H19) | 後期目標値(H25) |
|---|---|----------|------------|
| | 情報公開制度を知っている市民割合(%) | 37.9 | 7 |
| | 情報公開制度手続を知っている市民のうち 情報公開制度に満足している市民割合(%) | 85.2 | 7 |

対 象 ●市民 ●行政

用語解説・

- **※1 モバイル・・・・・** モバイル端末。従来は固定して使用したが、技術の進歩により小型化し、人が携帯しながら使用できる電子機器(携帯電話・PHSや携帯情報端末 (PDA)、ノートパソコン等) をいう。
- ※2 情報公開・・・・・ 行政機関の持っている情報を、国民が自由に知ることができるように公開すること。江別市においては、平成8年に江別市情報公開条例が施行され、平成14年4月1日には、市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進することを目指して全部改正された。